

## 薬剤師免許に関する申請

### ○免許証の記載事項に変更があったとき

薬剤師名簿登録事項(本籍地都道府県名(日本国籍を有しない者は国籍)、氏名、生年月日、性別)に変更が生じた場合には、30日以内に申請が必要です。

併せて、免許証書換え交付申請の手続きも行ってください。

申請方法	住所地を管轄する保健所(支所)の窓口で申請 (郵便不可)
申請書類	<b>名簿訂正申請書</b> <b>免許証書換え交付申請書</b>
	<b>変更事項を証する戸籍抄(謄)本 (発行日から6ヶ月以内のもの)</b> ・外国籍の方は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載されている書類並びに変更前の内容が確認できる書類を添付してください。 ○短期在留者：旅券その他身分を証する書類の写し、申請の事由を証する書類 ○中長期在留者、特別永住者：住民票の写し(国籍等必須・個人番号記載不可)、申請の事由を証する書類 ・過去に婚姻・離婚等により氏名や本籍の変更があり、籍(名簿)訂正の必要があったにもかかわらず申請をしていなかった場合は、免許取得時から婚姻を経て現在に至るまで、または、籍(名簿)訂正申請後から離婚を経て現在に至るまで等の <b>経過が繋がる全ての戸籍(除籍)抄本等が必要</b> となります。 ・新戸籍の戸籍事項に戸籍改製と記載されている場合は、変更事項が改製日以前の場合は、現在の戸籍と「改製原戸籍」が必要です。
	<b>現に受けている免許証(原本)</b> ※紛失している場合は、再交付の手続きも必要です。
	<b>【窓口で受領する場合】</b> <b>郵便はがき</b> ※免許証が届いたことをお知らせするために使用します。 ※免許証を受取る際は、申請者本人であることが確認できる運転免許証等が必要です。  <b>【郵送を希望する場合】</b> <b>封筒(角1)、郵便切手(540円分)</b> ※免許証1枚のときの料金 ※封筒の宛名(申請書記載の住所)に「簡易書留」で免許証を郵送します。 ※申請書記載住所以外への郵送を希望される際は窓口でお申し出ください。
	<b>印鑑 (認印)</b>
申請手数料	名簿訂正: 申請書1通につき1,000円分の収入印紙 (郵便局等で販売しています。) 書換え: 2,750円分の収入印紙 (郵便局等で販売しています。)
提出期日	変更になった日の翌日から30日以内 ※30日を越えた場合は、遅延理由書が必要です。 <span style="color: blue; text-decoration: underline;">遅延理由書(データ)</span> ※任意様式で結構です。